

TOPIC

こんな保険金が支払われるのをご存知ですか？

多様化し複雑化した自動車保険

自由化に伴い自動車保険や火災保険、傷害保険などの損害保険の補償内容が多様化しています。たとえば自動車保険で見ると対人賠償保険や対物賠償保険、車両保険、搭乗者傷害保険などの主契約に加え、保険会社が競って新たな特約の開発を進めてきました。これにより、自動的に主契約に付随したり選択して加入できる補償条項が増え、従来から較べると飛躍的に補償範囲は広がりました。その分、商品内容が複雑になり理解しにくい状況となっています。

実損払いと定額払い

損害保険は、通常、実際の損害額を補償する実損払いをとっており、この場合は領収書等に基づく実費払いとなります。ただし、主契約の中の搭乗者傷害保険や付随的な特約の中には、実際の出費に関係なく定額を支払うものもあり、これは自ら申告、請求しなければなりません。

このように特約が多様化し、さらに実損払いや定額払いがあるため、「保険契約の内容がどうなっているかや実際に支払われる保険金がいくらになるか、分かりにくい」という状況になっています。実際の事故時に主たる契約部分の保険金は支払われても、付随的な特約部分について、ともすると請求漏れ、支払い漏れが起こることになりかねません。

見落とされやすい付随的な保険金

付随的な特約は多岐に及びますが、見落とされかねない典型的なものは次のようなものです。保険会社により内容に多少バラツキがありますので、当該保険会社または私ども代理店までご確認ください。

○相手への賠償

自動車保険の対人賠償保険、対物賠償保険に自動

賠償のための菓子折り代や見舞金として支払われる保険金です。相手先への賠償に付随する性格のもので、また定額払いのため忘れられがちです。

対物臨時費用は他人の財物に損害を与えた場合、相手方へのお詫びの際の菓子折り代などのために1回に1万円程度支払われる保険金です。

対人賠償臨時費用は他人を死傷させた場合に、相手方への見舞金等のために支払われる保険金です。

○契約者への補償

契約者への補償としては車両保険に自動的に付随する「全損時、修理時諸費用」（保険会社により選択加入の場合もあります）、選択加入できる「代車費用の特約」などがあります。

全損時諸費用保険金は、契約車両が全損となった場合に買い替え等のために臨時に支出したであろう費用に対する保険金です。

車両保険修理時諸費用(分損時諸費用保険金)は、修理費が一定額(50万円)以上となる場合に、主契約の復旧修理分でカバーされない、たとえば、事故に伴う現場清掃や近隣へのお詫びなどのために支払われる保険金です。

車両保険代車費用は、車の修理時等に、代わりの車両を使用した費用に支払われる保険金です。

盗難に関する代車費用保険金は、盗難にあった場合に代車費用や他の交通手段の利用に要した費用のために支払われる保険金です。

このほか事故や故障で車が動かなくなった時の搬送引取費用・臨時帰宅費用・臨時宿泊費用を支払う「事故・故障附随費用特約」、「弁護士費用補償特約」や「指定修理工場入庫特約」などもあります。

(注) 上記の特約の名称については、保険会社により異なる場合があります。

大きい運転者の「社会的責任」

自動車は、私たちの生活になくてはならない交通手段です。自動車を運転するときは、ルールを守り、注意をつくさなければならぬことはもちろんですが、万が一の事故に備え、自動車保険に加入しておくことも重要です。これから4～5回シリーズで、自動車事故と自動車保険について、「知っておきたい」基礎知識をご説明します。



1. 事故をおこしたら (事故現場でとるべき措置)

①自動車を安全な場所に移動する

事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げとならないような安全な場所に車両を移動し、エンジンを切ります。そして、被害者や車両の状況をよく確認します。

②負傷者の救護

負傷者があれば、救急車を呼ぶなどの措置をとります(これを怠るとひき逃げとみなされるおそれがあります)。このとき、できるだけ負傷者を動かさないようにします。

③警察への通報

警察官が現場にいればその警察官に、もし警察官がいなければ、最寄りの警察署(交番、駐在所)に事故の発生について報告し、指示を受けます。

④保険会社への連絡

後日、相手方の死傷や車両の損壊について、損害賠償責任を負うことが予想されます。そこで、可能な範囲で、被害者の住所・氏名・連絡先などを確認し、加入している保険会社に連絡する必要があります。

2. 事故をおこした場合 どんな責任を負うか

①民事上の責任

加害者に民事上の過失がある場合、加害者は被害者に対し、人身損害(治療費、慰謝料、休業による損害など)や、物的損害(車両の修理費など)を賠償する責任を負います。この責任は、民法、自動車損害賠償保障法(自賠法)に基づくもので、「民事上の責任」といわれます。

人身損害の賠償責任については、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)、自動車保険のうちの「対人賠償保険」でカバーされます。物的損害については「対物賠償保険」でカバーされます。

②刑事上の責任

加害者に刑事上の過失が認められる場合、刑法の「業務上過失致傷罪」または「業務上過失致死罪」

(5年以下の懲役もしくは禁固、または50万円以下の罰金)にとわれます。飲酒や薬物により正常な運転ができない状態で運転し、死傷事故をおこした場合には、「危険運転致傷罪」または「危険運転致死罪」というより重い罪にとわれます。

③行政上の責任

信号無視、前方不注視などの道路交通法違反が認められた場合には、公安委員会から免許の取消し・停止などの処分がなされます。

*①～③の責任は別々に発生

民事上の過失と刑事上の過失の内容は全く同じではありません。②刑事上の責任や③道路交通法違反にとわれなくとも、①民事上の責任が発生する場合があります。

刑事上の責任の具体例

交通事故を起こしたとき、次の刑事罰(懲役、罰金)が課せられます。

	懲 役	罰 金	違反点数
ひき逃げ	5年以下	50万円以下	23点
飲酒運転	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び	1年以下	30万円以下	13点か6点
共同危険	2年以下	50万円以下	25点



道路交通法第72条 上記1.で述べた「交通事故」が発生した時の、運転者や乗務員の取るべき行動を規定しています。特に警察への通報は、保険金請求に必要な「交通事故証明書」を発行してもらうために欠かせません。くれぐれもご注意を。

漏えい事故の最大原因は人的ミス

—— 経営者に求められる“その時”の迅速な対応策 ——



2005年4月に個人情報保護法が全面施行されましたが、相変わらず毎日のように個人情報漏えい事件や個人情報を悪用した犯罪が新聞紙面を賑わしています。

新聞に発表された事故・事件を収集・分析した日本ネットワークセキュリティ協会の報告書によると、2004年には366件の漏えい事故が公表されています。被害者の総数は延べ1043万人に及び、実に毎日1件事故が発生し、単純計算すると国民の10人に1人が被害にあっていることになります。

年	発表件数	被害者数
2004	366件	10,435,061人
2003	57件	1,554,592人
2002	62件	418,716人

この調査では、「業種別の発生件数」や「漏えい原因」についてもまとめています。「業種別の発生件数」では、公務（官庁、地方自治体、警察など）、金融・保険、情報通信の割合が多いものの、小売、飲食店、サービス業など様々な業種で事故が発生しており、今や、どの業種の企業でも漏えい事

故に巻き込まれる可能性があります（円グラフ1参照）。

また、「原因」を見てみると、盗難や紛失・置忘れなどが約60%近くに、これに続くものが誤操作、管理ミスであり、人的ミス・不注意や管理不備が大半を占めています（円グラフ2参照）。

漏えいの二次被害に注意！

これらは単なる漏えいにとどまらず、不正請求や詐欺などの二次的な被害に発展する事態も発生しています。また、このように具体的な二次被害が生じていない場合でも、プライバシーに関する民事裁判となる事例も出ています。

過去の裁判事例では、結審まで4～5年を要しており、企業側の負担も決して小さくありません。さらに、漏えいした個人情報が、取引先から預かったデータであったり、取引先のデータベースを利用していたりする場合、直接訴訟を起こされなくても、取引先から過失割合に応じた賠償請求を受ける可能性は少なくありません。

ますます増える個人情報リスク！

一方、昨今のIT技術の進展で、企業の保有できる個人情報は急増しています。数万人規模の個人情報でも、電子データ化されていればデータ容量は僅か数メガバイトしかありません。数千～数万人規模の漏えいになった場合には、コールセンターの設置やお詫び状の送付、事故調査の報告などが必要とされます。これらの事後対応には、数百万円～数千万円の費用が掛かることもあります。

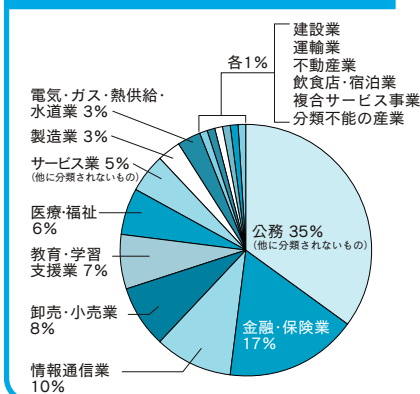
経営者が考えるべきことは？

今、企業の経営者に求められていることは、持っている個人情報の数や質、そして日頃の取り扱いや情報技術的な対策の現状を把握し、盗難や紛失を防止するための対策を講じることです。金庫に保管した現金でさえ盗難されるという現実を踏まえ、個人情報に関する漏えい事故はいつ起こっても不思議でないと考えることが必要です。

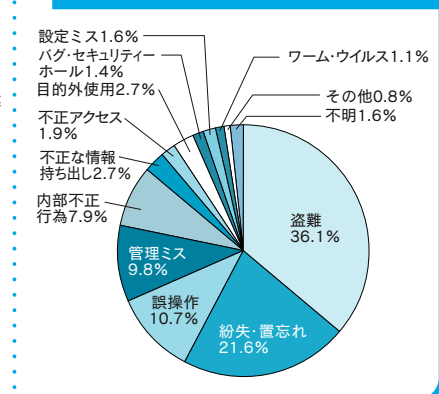
そして、自社で発生しうる漏えい事故の規模や二次被害の影響の大きさを想定し、事故発生後に迅速な対応を取れるように必要な連絡用の文書や連絡先を準備しておくことが大切です。

また、経済的な損害を軽減するため、自社に必要な補償内容（支払いの限度額や範囲）を調査し、保険加入について検討することも必要です。

円グラフ1「業種別の事故発生割合」



円グラフ2「原因別の事故発生割合」



漏えいの賠償相場は？

個人情報漏えいの賠償額の相場は携帯電話番号で1件当たり500円から、本籍などの場合は30万円以上といわれています。何万件の漏えいではその総額は「億単位」に跳ね上がります。

「健康日本21」が提唱

毎日1,000歩 多く歩こう



私たち日本人の日常生活はIT技術の発展や電子化で、以前のような身体活動を必要としなくなり、大変快適になりました。食生活も豊かになっています。

ところが、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加し、要介護者が増えるなど深刻な社会問題も起っています。「豊かな生活環境」が生活習慣病増加の一因となり、思わぬところでツケを負うことになっています。

厚生労働省は21世紀を、健やかで心豊かな生活ができる社会とするため、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、健康を増進し、発病を予防する運動を提唱しています。

その項目は生活全般にわたっていますが、これからの寒さに負けないためにも「身体活動・運動」の提言概要を紹介しましょう。

目標は1日1万歩

運動をする人は高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、結腸がんなどの罹患率や死亡率が低いこと、またメンタルヘルスや生活の質の改善にも効果をもたらすことが認められています。

日本人の1日平均の歩数は男性8,202歩、女性7,282歩（平成9年国民栄養調査）。しかし身体活動量と死亡率などの関連を調べた免学的研究では、「1日1万歩」の歩数を確保することが理想とされています。

最近の健康志向で歩数が増加していることを考慮して、「健康日本21」では男女とも1,000歩の増加を目指すことを提唱しています。1,000歩は約10分で得られる歩数で、距離にすると600～700mに相当します。長期的に10分程度の歩行を1日

に数回行うことで、健康上の効果が期待できる—としています。

高齢者は15分多く

特に現役を退いた高齢者は、社会との係わり合いが少なくなり、家に引きこもりがちになり、起居など日常生活動作能力を低下させる大きな要因となります。

70歳以上の高齢者の1日平均歩数は男性5,436歩、女性4,604歩（前記調査）となっていますが、男女とも1,300歩増やし男性6,700歩、女性5,900歩程度を目標とすることを提言しています。それに要する時間は約15分、距離は650～800mです。生活の中でできるだけ外出の機会をつくり、ボランティアやサークル活動に積極的に参加する。外出しよう—という意識を向上することによって、この目標はクリアされるはずです。

—なぜ、1日1万歩?—

体重60キロの人が時速4キロ、歩幅70センチで10分歩いた場合を計算すると、消費エネルギーは30キロカロリー。つまり1日当たり300キロカロリーのエネルギー消費は1万歩に相当します。



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。



— 契約者・消費者のために! —

社団法人 日本損害保険代理業協会正会員

ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>